

外国人参政権

～その1票は「救国」か「亡国」か～

目次～table of contents～

1. はじめに
2. 外国人参政権とは～定義と立法・行政・司法における現れ方～
3. 外国人参政権の歴史的経緯
4. 海外における外国人参政権との比較
5. 我が国の外国人参政権に関する議論
6. 参考
7. 論点
8. 外国人参政権を理解するための基礎資料
9. 参考文献・参照条文

1. はじめに

選挙権は国民主権を基本原理とする政治体制では、民意を正確に反映するための重要な制度であると、その重要性について新歓SPD「選挙制度」で述べたと思う。

グローバル化が進む現在、労働力は国境を越えて移動している。諸外国においては、労働力不足を背景とした外国人の増加が、外国人参政権を付与する契機となった例がある。

我が国も例外でなく、外国人人口が増加している状況にかんがみ、共生を考える必要が出てきている。政権与党である民主党が外国人参政権を要求する団体の協力を受けていることから国会議員、地方議員は外国人参政権を容認するか否かの判断を明確にすることが迫られている。われわれにとって関係のない話ではない。したがって今回のテーマとした。

2. 外国人参政権とは～定義と立法・行政・司法における現れ方～

外国人参政権とは、その国の国籍を有しない外国人に付与される参政権を指す。

日本では外国人参政権は認められていないが、賛否さまざまな見解がみられる。

日本国憲法第 15 条は「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と定めている。これが日本国民には憲法上選挙権が保障される根拠となる。

外国人でも日本政府に帰化を申請し、許可されれば日本国籍を持つ日本人と同様の扱いを受け、参政権を得ることができる。彼らは『帰化人』と呼ばれるが、選挙権と被選挙権

など日本人と同様に認められている。(帰化人の著名人：新井将敬、ツルネンマルテイ、白眞勲、蓮舫など)

ここで問題となるのが、外国の国籍を保持しつつ日本国籍を認めることを要求する日本に滞在する外国人である。

◆在日外国人の在留資格と実数について

「永住者」(一般・特別の合計)の資格を持つ永住外国人は約 96 万人である。そのうち**一般永住者**の数は 56 万 5,089 人で、**年々増加**している。

特別永住者の数は 39 万 9,106 人で、**年々減少**している (2010 年 12 月末時点)。

在日外国人の在留資格のうち、長期の在留期間を認められるものは、以下の 3 種がある。

- ・ **一般永住者**：外国人のうち法務大臣が永住を許可した者(在留期間制限なし)
- ・ **特別永住者**：韓国籍・朝鮮籍・台湾国籍・その他の平和条約国籍離脱者とその子孫(在留期間制限なし)
- ・ **定住者**：法務大臣が在留を特別に許可した日系人とその家族(在留期間が 1 年か 3 年)。主に日系ブラジル人、日系フィリピン人、日系ペルー人等が対象。

在留の資格	人数	構成比
一般永住者	565,089	26.5
特別永住者	399,106	18.7
留学	201,511	9.4
日本人の配偶者等	196,248	9.2
定住者	194,602	9.1
その他	577,595	27.1
合計	2,134,151	100

◆外国人の参政権の対象となる選挙

(1)議員選挙など公職選挙法が適用されるもの

例：衆議院議員選挙・参議院議員選挙
地方公共団体の議員と長の選挙

(2)国籍条項のない一部地方公共団体の住民投票条例

住民投票では

例：2002 年の滋賀県米原町を始めとして 2005 年 10 月末までに常設型のものも含め約

200 の自治体が外国人の住民投票権を認める条例を制定している。

◆行政の立場

・政府見解

日本国政府が 2010 年（平成 22 年）6 月 4 日、鳩山由紀夫内閣の閣議で決定した政府答弁は、以下の通りである。

憲法第 15 条第 1 項及び第 93 条第 2 項の規定の趣旨については、最高裁判所平成 7 年 2 月 28 日判決において、「憲法 15 条 1 項にいう公務員を選定罷免する権利の保障が我が国に在留する外国人に対しても及ぶものと解すべきか否かについて考えると、憲法の右規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び 1 条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法 15 条 1 項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。そして、地方自治について定める憲法第 8 章は、93 条 2 項において、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するものと規定しているのであるが、前記の国民主権の原理及びこれに基づく憲法 15 条 1 項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることをも併せ考えると、憲法 93 条 2 項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものである」と判示されており、政府も同様に考えているところである。

－ 内閣参質一七四第七七号・平成二十二年六月四日 内閣総理大臣 鳩山由紀夫

と明示されており、裁判所と同じように、日本国憲法では「国民主権の原理」などから、外国人には参政権の行使を保障していない事を明らかにしている。

・地方公共団体

2009 年 10 月から 12 月にかけて、自由民主党所属の県議会議員が中心となって、地方自治体で外国人地方参政権の法制化に反対する意見書が多数可決されている。2010 年 7 月には、27 県議会といくつかの自治体が外国人地方参政権への反対を可決、6 県議会が慎重な対応を求める意見を可決、2 県議会が賛成意見を可決している。対馬や与那国島など、国境に接する自治体で特に懸念されている。2010 年 1 月 25 日からは、全国の首長、地方議員約 1 万人分の反対署名（2010 年 1 月 25 日の時点で約 1600 人分を確保）を集めて、政府に提出

する運動が行われている。

これまでに外国人参政権を事実上施行に移した市町村は次の通りである。

「常設型住民投票条例」など、外国人参政権を表向きには隠した条例で成立したケース（保守系といわれる市議会議員も理解してないまま賛成し可決していたという状況）もある。

北海道【増毛郡増毛町、紋別郡遠軽町、稚内市、北広島市】

岩手県【宮古市、岩手郡滝沢村】

東京都【杉並区、三鷹市、小金井市】群馬県【高崎市】

埼玉県【富士見市、児玉郡美里町、比企郡鳩山町、和光市】千葉県【我孫子市】

神奈川県【逗子市、大和市、川崎市】

新潟県【上越市】石川県【羽咋郡宝達志水町】、福井県【越前市】

静岡県【静岡市】、愛知県【高浜市、西尾市、安城市】長野県【小諸市】

滋賀県【近江八幡市】、大阪府【岸和田市、大東市、豊中市】、奈良県【生駒市、大和郡山市】、三重県【名張市】、兵庫県【篠山市】、鳥取県【境港市、東伯郡北栄町】、広島県【広島市、大竹市】山口県【山陽小野田市】福岡県【宗像市】

◆司法の立場～外国人参政権をめぐる訴訟～

これまで外国人参政権付与を求める訴訟がいくつか行われているが、全てが最高裁判決において退けられている。司法の立場からの見解としては、日本国内法では国政地方ともに外国人参政権は一切認められていない。

最高裁判決は、これまでに①平成 5 年(ヒッグス・アラン裁判)、②平成 7 年(傍論を付された)、③平成 10 年(国政被選挙権)、④平成 12 年(地方参政権)の計四つ行われた。

①平成 5 年 2 月 26 日最高裁判決(国政参政権)

日本在住でイギリス国籍のヒッグス・アランが、国政参政権と地方参政権の双方について提訴、いずれも請求棄却された。判決ではマクリーン事件最高裁判決を引用しつつ、外国人の人権には、その性質により保障されるものとされないものがあり、国政参政権は国家を前提とする権利であり、日本国民にのみ保障されているものとした。

②平成 7 年 2 月 28 日最高裁判決(地方参政権)

最高裁上告棄却。後述。

③平成 10 年最高裁判決(国政被選挙権)

在日朝鮮人 3 世李英和を代表にした外国人政党「在日党」が国政被選挙権の請求裁判を行ったが、最高裁は訴えを退けた。

④平成12年4月25日最高裁判決（地方参政権）

1991年、永住資格をもつ在日韓国人(特別永住者)ら4人が福井地方裁判所に提訴。1994年地裁判決 棄却。1996年名古屋高等裁判所金沢支部判決 棄却。2000年4月25日、最高裁、上告棄却。

→②平成7年2月28日最高裁判決（地方参政権）について

最高裁は判決の本論において「全ての外国人に国政レベル・地方レベルを問わず、参政権は憲法上保障されない」とする「否定説」に立ったが、判決理由において(いわゆる傍論部分)「地方レベルの参政権については法律による付与は憲法上許容される」と記し、部分的許容説に立つ見解を示した。傍論は判例と異なり、拘束力を持たないとされるが、この判決の部分について、それを「傍論」ともしない見解も含めて、議論となっている。

※傍論とは、判決において表された裁判官の意見のうちで、判決理由の核心部分には入らない部分をいう。→裁判規範性がないから、今後類似の裁判が発生した時基準として使用できない

◆立法の立場～各政党の立場～

・民主党

民主党は結党時から「基本政策」に「定住外国人の地方参政権などを早期に実現する」と掲げており、外国人参政権付与法案を国会に15回提出するなど、外国人参政権の付与には積極的である。党執行部以下ほとんどの議員が外国人参政権付与に賛成をしているが、一部の議員は外国人参政権付与に慎重な姿勢を示している。また、民主党は永住中国人にも参政権を与えるとしている。

※賛成派＝鳩山由紀夫・小澤一郎・岡田克也・小川敏夫 e t c

反対派＝長島昭久・渡辺周・松原仁

・自民党

自民党は党として反対の姿勢を打ち出しており、所属国会議員もその多くが反対派である。外国人参政権付与法案を提出した事は一度もない。1995年に最高裁判決の傍論が出てから2009年9月に政権を失うまで、野党民主党と連立与党公明党から複数回提出されている参政権付与法案全てに同調せず廃案にしていた。政権を失ってからも2010年1月の党大会で石破茂（現自由民主党政務調査会長）が党として反対することを明言し、同年7月の第22回参議院議員通常選挙の選挙公約にも党として反対することが明記されていた。このため自民党では反対派が多数と見られている。

※賛成派＝河村建夫

反対派＝谷垣禎一・小泉純一郎・稲田朋美・河野太郎・早川忠孝 e t c

・公明党

公明党は党として賛成。永住外国人の地方選挙権付与をマニフェストに掲げ、これまでに外国人参政権付与法案を 29 回提出している。

・社会民主党

社民党は党として賛成。党首福島瑞穂は「法案提出や成立に社民党は賛成だ」「社民党も先頭に立って一緒に成立させたい」と述べ意欲を示している。2009 年 11 月 7 日、民主党が永住外国人の地方参政権付与法案提出に向け調整に入ったことを受け、福島は「今国会で成立させることに賛成だ」と述べた。

・日本共産党

共産党は党として賛成で、これまでに参政権付与法案を 11 回提出している。2009 年 1 月には志位和夫委員長が民団中央本部の新年会において、「日本共産党は永住外国人に選挙権だけでなく、被選挙権も付与する立場でがんばっています」と党の方針を述べ、永住外国人に対する被選挙権を与えると表明した。同年 5 月には、塩川鉄也総務部会長が在日韓国人の集会に参加、付与を訴えた。

・国民新党

国民新党は選挙前から党として反対の姿勢を打ち出し、(無責任な) 移民受け入れと外国人参政権付与法案を批判している。

亀井静香代表は「在日外国人が密集するところでは、地域政治の生殺与奪を握られかねない」「参政権は憲法上の国民固有の権利と規定されている。これとの関係を慎重に考えていくのが当然だ。外国籍で参政権を持ちたいなら帰化すればいい」と発言している。2009 年 8 月には綿貫民輔代表(当時)が「大きな問題の 1 つとしてですね、国家の構成に関する問題で、外国人の地方参政権の問題について、われわれ国民新党は国家の存在を動かしかねないということで反対とっております」と述べており、同 9 月 20 日に亀井が慎重な態度を示し、同 11 月 7 日、民主党が参政権付与法案提出に向け調整に入ったことを受け、亀井代表は「地域や国民の感情もあるので国民的理解を得る努力が必要だ。時間をかけてやるべきだ。たまたま(民主党議員の)数が多かったからといって可決すれば済むという性格の法律ではない」と述べ、民主党に慎重な対応を求めた。

・みんなの党

みんなの党は党として反対。渡辺喜美代表は「参政権を行使したいなら日本人になってほしい」と反対を表明している。また党アジェンダでは「地域主権型道州制により、飛躍的に地方自治体の位置づけが高まる」ことを理由に外国人参政権に反対している。

○外国人参政権(国政・地方、選挙・被選挙)と各政党の立場の対応表

	民主党	自民党	公明党	社民党	共産党	みんなの党	国民新党
地方・選挙	賛成	反対	賛成	賛成	賛成	反対	反対
地方・被選挙	反対	反対	反対	反対	賛成	反対	反対
国政・選挙	反対	反対	反対	反対	—	反対	反対
国政・被選挙	反対	反対	反対	反対	—	反対	反対

3. 外国人参政権の歴史的経緯

我が国における外国人参政権はどのように成立したのか？現在の在日外国人（特に在日朝鮮人）の成立と参政権を関連して述べる。

・大日本帝国時代

大日本帝国時代には、台湾人および朝鮮人はそれぞれ台湾戸籍、朝鮮戸籍に編纂登記され、内地の戸籍とは別個に管理されていた。

一方で台湾人、朝鮮人とも大日本帝国憲法の呼ぶ帝国臣民であり、それぞれが内地に寄留しているかぎり、内地のものと同様に帝国臣民としての参政権が認められていた。

↓

・GHQ 指令

1945 年末から GHQ 指令による非日本人の送還が始まる。なお 12 月に在日本の旧植民地出身者を戸籍から外し、その上で戸籍法の適用を受けない者の参政権を停止した。

↓

・ポツダム勅令

1947 年には最後のポツダム勅令である外国人登録令第十一條により「台湾人のうち内務大臣の定める者及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」とされた。

↓

・濟州島四・三事件と麗水・順天事件

1948 年、韓国、北朝鮮はそれぞれ連合軍政から独立。しかし同年 4 月 3 日に濟州島四・三事件が起こり、在朝鮮アメリカ陸軍司令部軍政庁支配下にある南朝鮮（現大韓民国）政府が、島民の動きに南朝鮮労働党が関与しているとして、島民全人口の 20%にあたる 6 万人を虐殺、島内の 70%が焼き尽くされた（～1954 年）。

この事件に続いて同年 10 月 19 日、麗水・順天事件が起こり反乱軍のみならず 8000 人の民間住民が虐殺された。これらの虐殺事件にともない、濟州島や全羅南道から多くの難民が日本へ亡命（密入国）した。これらの事件について韓国政府は長い間タブー視し、事件の全容が明らかになったのは、民主化後の 1990 年代以降である。

↓

・朝鮮戦争

1950 年 6 月から 1953 年 7 月にかけては、朝鮮戦争が勃発し、半島全土が荒れ地となり、戦火を逃れ、日本に流入する朝鮮人が増えて、1955 年までに 1 万 2500 人にのぼった。なお、朝鮮戦争にともない、日本でも北朝鮮政府支持者と南朝鮮政府支持者との紛争が多発した。

↓

・サンフランシスコ講和条約

1952年、サンフランシスコ講和条約締結によって日本は国家主権を回復した。同時に日本領土の最終画定に伴う朝鮮の独立を承認した。これにともない、旧植民地出身者は名実共に日本国籍を失った。

当時、韓国朝鮮人の側からも、併合により強要された日本国籍の保持に興味は無く、この日本国籍喪失措置に異議を唱えなかった。

朝鮮戦争が休戦となり、在日韓国人が半島に帰還しようとしたところ、半島全土が焦土となっていた韓国政府は受け入れる社会体制が整備されていなかったため、在日韓国・朝鮮人の送還を拒否した。

1959年の調査によれば、特別永住者となったものは日本政府や連合国の手配を拒んで自ら残留したものと犯罪者だけであり、当時日本に在住する朝鮮人は殆ど自由意志によるもので、戦時徴用(いわゆる強制連行)で来日したものは245人しか残留していなかった。

↓

・日韓基本条約

1965年、日韓基本条約締結に伴い締結された日韓法的地位協定では、国外退去に該当する事由が他の外国人と比べて大幅に緩和された協定永住資格は2代目までに限り、3代目以降については25年後に再協議とした。その後、在日韓国人が民団を通じた減税措置などの在日特権を獲得していったこともあって日本への帰化が進まなかった。

↓

・差別撤廃・権益擁護運動

1977年からは在日本大韓民国民団(民団)主導で「差別撤廃・権益擁護運動」が開始。在日韓国人の参政権獲得運動も始まった。当時、民団は「日本語を使い、日本の風習に従う社会同化は義務」としていた。

↓

・入管特例法の成立

1991年、入管特例法により3代目以降にも同様の永住許可を行いつつ、同時に韓国人のみが対象となっていた協定永住が朝鮮籍、台湾籍の永住者も合わせて特別永住許可として一本化された。

4. 海外における外国人参政権との比較(表)

海外における外国人参政権の付与状況について表を記載した。日本との比較に使用してほ
しい。

【OECD加盟国(30カ国)およびロシアの外国人参政権と二重国籍の状況】

百地氏注	国名	外国人参政権				備考(左側において、○：居住または永住権取得を条件として参政権を付与、△：居住または永住権取得以外の要件を条件として付与、▲：一部地域で付与、×：付与していない)	二重国籍 備考(下欄において、○：認められる、×：認められない、または非常に限定的)
		国政選挙		地方選挙			
		選挙権	被選挙権	選挙権	被選挙権		
○	オーストラリア	△	×	△▲	△	一部の英連邦市民にのみ。一部の州ではその他の外国人にも定住を要件として付与している。	○
●	オーストリア	×	×	△	△	市町村およびウィーンの区の参政権がEU市民にのみ付与される。首長の被選挙権は除く。	×
●	ベルギー	×	×	○	△	被選挙権はEU市民のみ。	○
○	カナダ	×	×	△	×	サシュカチュワン州で一部の英連邦市民にのみ。	○
●	チェコ	×	×	△	不明	選挙権はEU市民のみ付与。	不明
●	デンマーク	×	×	○	○		×
●	フィンランド	×	×	○	○		○
●	フランス	×	×	△	△	EU市民にのみ。	○
●	ドイツ	×	×	△	△	EU市民にのみ。州の参政権は除く。一部の州では首長の被選挙権は除く。	×
●	ギリシャ	×	×	△	△	EU市民にのみ。首長の被選挙権を除く。	不明
●	ハンガリー	×	×	○	×		○
●	アイスランド	×	×	○	○		不明
●	アイルランド	△	×	○	○	国政選挙は英国市民のみ。大統領選は除く。	○
●	イタリア	×	×	△	△	EU市民にのみ。首長の被選挙権を除く。	○
×	日本	×	×	×	×		×
●	ルクセンブルグ	×	×	○	△	被選挙権はEU市民のみ。	×
×	メキシコ	不明	不明	不明	不明	詳細は不明であるが付与していないと思われる。	○
●	オランダ	×	×	○	○		○
○	ニュージーランド	○	×	○	×		○
	ノルウェー	×	×	○	○		不明
●	ポーランド	不明	不明	不明	不明	詳細は不明であるが、EU市民には地方選挙権を付与していると思われる。	不明
●	ポルトガル	△	×	△	△	EU市民とポルトガル語圏国民のみ(相互主義)。	○
	韓国	×	×	○	×		×
	ロシア	×	×	○	○		○
●	スロバキア	×	×	○	○		不明
●	スペイン	×	×	△	△	EU市民およびノルウェー国民のみ(相互主義)。	○
●	スウェーデン	×	×	○	○		○
△	スイス	×	×	▲	▲	一部の州では定住を要件として認められる。	○
×	トルコ	不明	不明	不明	不明	詳細は不明であるが付与していないと思われる。	○
●	英国	△	△	△	△	EU市民に地方のみ、英連邦市民およびアイルランド市民には国政も付与。	○
△	米国	×	×	▲	▲	例外的ではあるがメリーランド州タコマパーク市などで付与。	○

国立国会図書館調べ

(民主党、永住外国人法的地位向上推進議員連盟『永住外国人への地方参政権付与に関する提言(案)』掲載資料より)

【引用者=百地氏注】

- …… EU加盟国→「連合市民権」としての地方参政権を相互に付与(外国人参政権付与とは別)
- …… 英連邦諸国→二重国籍を認め、英連邦市民に選挙権を付与(外国人参政権付与ではない)
- ×

付与せず

△ …… 一部付与(何らかの特殊事情によるものと思われる)

5. 我が国の外国人参政権に関する議論

我が国では外国人参政権をめぐり様々な点について議論されている。

これらの点を考えながら自分の主張を練り上げていってほしい。

- ・ 地方参政権についての憲法をはじめとした法令をどう解釈するか
 - 「住民」とは誰か、
 - 「地方自治」はどこまで認められるのか（権力の正統性はどこにあるのか） e t c
- ・ 外国人とどのように共生していくべきか
 - 異なる文化をもった集団とどう付き合うか
 - 歴史認識の違いをどう解釈するか e t c
- ・ 『納税』の意義をどう考えるか
 - 納税は誰のため？
 - 納税の対価は何か？
- ・ 参政権付与が隣国との関係にどう影響を与えるか
 - 「二重参政権」の発生で生ずる政治的権利の格差はどうすべきか？
 - 人口の少ない市町村において外国人参政権をみとめたらどうなるのか？
- ・ 『国籍』の意義をどう考えるか？
 - 二重国籍を認めるべきか？

6. 参考・・・インターネット上で散見される外国人参政権の導入のメリット・デメリット

メリット

- 1・日本の社会に好影響を与える。日本に住む外国人の文化を認めることになり、多様な考え方が地方自治に反映され、日本の文化がより豊かになる
- 2・外国人に帰化しなくとも地方参政権を認めることは、外国人をそのまま日本社会の構成員として認めることであるので、生き方の多様性を認めることになる。これは日本人の生き方の多様性を国家が認めることにもつながる。弱い立場にある人や、異なる考え方、ハンディキャップを持つ人々にとっても優しい社会を作ることにつながる。在日韓国人はすでに4世や5世、6世も出てきており、日本社会に根付き貢献しながらも、民族性にアイデンティティを感じている。そのような生き方を肯定することは、日本人にとっても多様な生き方、考え方を認めることにつながる
- 3・対外的にも、外国人に地方参政権を認めることにより、日本社会が開放的で民主主義が高度に進んだ国であるとアピールすることができ、国家イメージのアップにつながる
- 4・外国の優秀な人材を日本の物として同化していくことによって、日本が今の経済的地位を保ち、米国や中国と対等に渡り合える経済力を持つことができる
- 5・人口減少、高齢化社会が進む地方では大きなメリットである

→これらを見るに、外国人参政権を導入すれば、在日韓国人などマイノリティも生きられる多様性のある社会になり、さらに参政権を認めることで海外から優秀な人材や安価な労働力を受け入れやすくなり、経済効果があると考えられる人がいることがわかる。

デメリット

- 1・日本にとって不利益だが、ある特定の外国にとって利益のある政策を推している議員が多数当選する
- 2・日本の文化伝統が損なわれる可能性がある
- 3・外国人参政権が確立すると政治、法律も外国人寄りになり、日本人の住みにくい国になる
- 4・日本人の働く場所が減り失業率が更に上がる、それによる自殺者が増える
- 5・外国人による犯罪が増えて治安が悪化し、社会問題になる
- 6・長い歴史を持ち、日本の象徴である天皇陛下及び皇族が無くなる
- 7・多くの素性不明な外国人が流入し、治安が悪化する
- 8・日本は外国の財布となってしまう
- 9・日本が日本人のものではなくなってしまう
- 10・今現在、他国との間で領土問題が起こっている地域（竹島や尖閣諸島、対馬など）が、日本のものではなくなってしまう

→こちらは、外国人参政権を導入すれば、外国人によって日本国の主権が篡奪され、日本の伝統的な文化や社会が失われてしまうなど、排外主義的な感情論極論に走った考え方をしている人がいることがわかる。

メリット・デメリットの比較は通常ある制度を導入するか否かの議論で考慮されるべきものであるが、外国人参政権付与については、賛成派も反対派も感情的になり、その論拠は怪しい。賛成派はメリットとして経済効果（権利付与と経済効果は相関性があるか疑わしい）をあげ、反対派はデメリットとして安全保障の問題（人口の少ない地域に移住し議員を当選させ乗っ取る、など可能性しかない）を掲げている。極力感情に流されずに考え、主張を構成する姿勢を持ってほしい。

7. 論点

①外国人参政権を導入すべきか否か

②— a. 外国人参政権を導入に賛成するならば…

▼どの段階まで認めるか？地方選挙レベルか国政選挙レベルか
選挙権か被選挙権か両方か

▼発生するリスクをどう評価して解消するか？

— b. 外国人参政権を導入に反対するならば…

▽外国人に参政権を付与しないことで生じるデメリットをどう解消するか？

▽選挙権を付与しない代わりに外国人の意思をどのように取り入れるか？

8. 外国人参政権を考えるための基礎資料

一般永住外国人になる条件

【永住許可に関するガイドライン】法務省入国管理局（平成18年3月31日）

1 法律上の要件

(1) 素行が善良であること

法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること

(2) 独立生計を営むに足る資産又は技能を有すること

日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること

(3) その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

ア 原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する

イ 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。納税義務等公的義務を履行していること

ウ 現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること

エ 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと

※ ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、(1)及び(2)に適合することを要しない。また、難民の認定を受けている者の場合には(2)に適合することを要しない

2 原則10年在留に関する特例

(1) 日本人、永住者及び特別永住者の配偶者の場合、実態を伴った婚姻生活が3年以上継続し、かつ、引き続き1年以上本邦に在留していること。その実子等の場合は1年以上本邦に継続して在留していること

(2) 「定住者」の在留資格で5年以上継続して本邦に在留していること

(3) 難民の認定を受けた者の場合、認定後5年以上継続して本邦に在留していること

(4) 外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者で、5年以上本邦に在留していること

特別永住外国人とは？

日本の降伏文書調印日（昭和20年9月2日）より前から日本に居住し、サンフランシスコ平和条約の規定により国籍を離脱した者（朝鮮人・韓国人及び台湾人）とその子孫。

（以下、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」平成3年5月10日法律71号より）

（定義）

【第2条】 この法律において「平和条約国籍離脱者」とは、日本国との平和条約の規定に基づき同条約の最初の効力発生の日（以下「平和条約発効日」という。）において日本の国籍を離脱した者で、次の各号の一に該当するものをいう。

(1) 昭和20年9月2日以前から引き続き本邦に在留する者

(2) 一略

2 この法律において「平和条約国籍離脱者の子孫」とは、平和条約国籍離脱者の直系卑属として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留する者で、次の各号の一に該当するものをいう。

(1) 平和条約国籍離脱者の子

（以下略）

・特別永住外国人と一般永住外国人の推移 (人) 法務省入国管理局「平成21年出入国管理」より



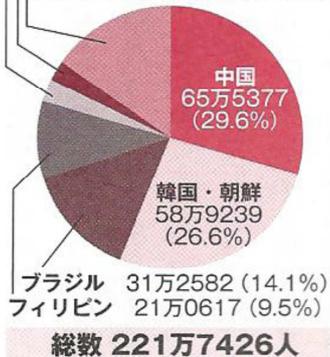
・国籍別「一般永住外国人」の推移 (人) 法務省入国管理局「平成21年出入国管理」より



・外国人登録者数 (人)

国籍別外国人登録者数 (平成20年末)

中国 65万5377 (29.6%)
 韓国・朝鮮 58万9239 (26.6%)
 ブラジル 31万2582 (14.1%)
 フィリピン 21万0617 (9.5%)
 ベルギー 5万9723 (2.7%)
 アメリカ 5万2683 (2.4%)
 その他 33万7205 (15.2%)



法務省入国管理局「平成21年7月報道発表資料」より

中国人の資格別外国人登録者数 (平成20年)

1	一般永住者	14万2469
2	留学	8万8812
3	特定活動	8万4478
4	研修	6万5716
5	日本人の配偶者等	5万7336
6	家族滞在	4万9776
7	定住者	3万3600
8	人文知識・国際業務	3万1824
9	技術	2万7665
10	就学	2万5043
11	技能	1万4142
	その他	3万4516
総数		65万5377人

韓国人の資格別外国人登録者数 (平成20年)

1	特別永住者	41万6309
2	一般永住者	5万3106
3	日本人の配偶者等	2万1990
4	留学	1万9441
5	家族滞在	1万8484
6	就学	1万286
	その他	4万9623
総数		58万9239人

法務省入国管理局「平成21年出入国管理」より

※特定活動とは技術実習のこと。
 ※永住外国人とは外国人登録者のなかのひとつの資格である。

人口3000人以下の村一覧 (法定人口によるデータ)

県&村名	人口	県&村名	人口	県&村名	人口
山梨県鳴沢村	2,958	岐阜県白川村	1,983	北海道音威子府村	1,070
北海道猿払村	2,940	群馬県六合村	1,842	岡山県新庄村	1,019
東京都檜原村	2,930	沖縄県東村	1,825	山梨県小菅村	1,018
群馬県南牧村	2,929	北海道占冠村	1,819	長野県北相木村	942
岐阜県東白川村	2,854	高知県三原村	1,808	沖縄県粟国村	936
青森県佐井村	2,843	奈良県天川村	1,800	奈良県上北山村	802
徳島県佐那河内村	2,800	沖縄県伊是名村	1,762	沖縄県渡嘉敷村	790
福岡県東峰村	2,749	熊本県産山村	1,708	山梨県丹波山村	780
東京都小笠原村	2,723	岡山県西粟倉村	1,684	奈良県野迫川村	743
富山県舟橋村	2,673	福島県昭和村	1,632	長野県売木村	735
北海道鶴居村	2,672	福島県葛尾村	1,625	島根県知夫村	725
奈良県東吉野村	2,608	青森県西目屋村	1,597	福島県檜枝岐村	706
青森県風間浦村	2,603	沖縄県伊平屋村	1,547	長野県平谷村	688
熊本県水上村	2,597	群馬県上野村	1,535	鹿児島県十島村	673
長野県栄村	2,488	愛知県豊根村	1,517	沖縄県北大東村	588
大分県姫島村	2,469	北海道初山別村	1,511	和歌山県北山村	570
東京都三宅村	2,439	高知県北川村	1,478	高知県大川村	538
奈良県御杖村	2,366	沖縄県南大東村	1,448	沖縄県渡名喜村	531
北海道真狩村	2,354	沖縄県多良間村	1,370	鹿児島県三島村	462
奈良県曽爾村	2,193	熊本県五木村	1,358	新潟県粟島浦村	438
北海道泊村	2,185	長野県大鹿村	1,356	東京都利島村	308
北海道留寿都村	2,165	北海道神恵内村	1,319	東京都御蔵島村	292
長野県生坂村	2,160	北海道赤井川村	1,310	東京都青ヶ島村	214
宮崎県諸塚村	2,119	宮崎県西米良村	1,307		
東京都神津島村	2,068	長野県根羽村	1,253		
長野県泰阜村	2,062	北海道西興部村	1,224		
山梨県道志村	2,051	奈良県下北山村	1,212		
鹿児島県宇検村	2,048	高知県馬路村	1,170		
奈良県川上村	2,045	長野県南相木村	1,151		
鹿児島県大和村	2,013	長野県王滝村	1,097		
長野県天龍村	2,002	沖縄県座間味村	1,077		
北海道島牧村	1,996	奈良県黒滝村	1,076		

人口2000人以下の町	
県&村名	人口
徳島県上勝町	1,955
北海道幌加内町	1,952
京都府笠置町	1,876
宮城県七ヶ宿町	1,871
沖縄県与那国町	1,796
山梨県早川町	1,534

(平成17年国勢調査より)

9. 参考条文・参考文献

参考条文・日本国憲法

◇ 前文

『日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し……主権が国民に存することを宣言し、……国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威を国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。……』

◇ 第14条[法の下での平等]

『すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない。』

◇ 第15条[公務員の選定・罷免権、普通選挙・秘密投票の保障]

『①公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

②すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

③公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。』

◇ 第44条[議員と選挙人の資格]

『両議院の議員及び選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。』

◇ 第93条[議事機関、首長・議員等の直接選挙]

『地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。』

国籍法

◇ 第1条[この法律の目的]

『日本国民たる要件は、この法律の定めるところによる。』

◇ 第2条[出生による国籍の取得]

『子は、次の場合には、日本国民とする。

1. 出生の時に父又は母が日本国民であるとき。

2. 出生前に死亡した父が死亡のときに日本国民であったとき。

3. 日本で生まれた場合において、父母がともに知れないとき、又は国籍を有しないとき』

◇ 第4条[帰化]

『①日本国民でない者（以下、「外国人」という。）は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。

2. 帰化するには、法務大臣の許可を得なければならない。』

◇ 第五条

『法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

1. 引き続き五年以上日本に住所を有すること。
2. 二十歳以上で本国法によつて行為能力を有すること
3. 素行が不良でないこと
4. 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができる。
5. 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。・・・』

参考文献

- ◇ 近藤 敦 (2001 年) 明石ブックレット 1 2 『Q & A 外国人参政権問題の基礎知識』 明石書店
- ◇ 蓮見清一 (2010 年) 別冊宝島 『“外国人参政権” で日本がなくなる日』 宝島社
- ◇ 井上 薫 (2010 年) 『ここがおかしい、外国人参政権』 文藝春秋
- ◇ 長尾一紘 (2000 年) 『外国人の参政権』 世界思想社
- ◇ 法務省入国管理局「平成 21 年出入国管理」
- ◇ 鎌田 薫・大石 眞ほか (2012 年) 『デイリー六法 平成 24 年度版』 三省堂